平成２０年（フ）第４９１号
広島県福山市駅家町大字万能倉1052番地
破産者　若井興産株式会社
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７７４号
熊本市飛田３丁目７番27号
破産者　米川　尚晃
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４号
熊本県菊池市野間口299番地
破産者　宮本　俊一
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３９５号
兵庫県西宮市上田中町８番２―305号
破産者　佐藤　文康
1　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後１時30分
平成23年７月12日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１６号
札幌市北区篠路町上篠路14番11
破産者　株式会社道央配管
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午前10時
平成23年７月14日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７６号
大阪市平野区長吉長原１丁目２番47号　ハイツコーセー201号、開始決定時の住所大阪市平野区加美正覚寺１丁目19番15号
破産者　佐野　　正
1　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
2　一般調査期日　平成23年９月15日午後４時
平成23年７月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２号
北海道北見市春光町２丁目152番地
破産者　田中　敏和
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年９月６日午前11時30分
平成23年７月15日
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
仙台市太白区山田上ノ台町15番17号
破産者　岩本　勝弘
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午後２時５分
平成23年７月15日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
山梨県甲府市朝気２丁目４番５号
破産者　株式会社プロアート
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年10月28日午前10時
平成23年７月15日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
山梨県笛吹市一宮町金田1249番地１
破産者　米倉　豊晴
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年10月28日午前10時
平成23年７月15日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８８号
兵庫県三田市加茂426番地１　304号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町３丁目３番56―701号
破産者　北嶋　育子
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年８月25日午前10時15分
平成23年７月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県尼崎市額田町７番15―809号
破産者　山川　美紀
1　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
2　一般調査期日　平成23年９月13日午後４時
平成23年７月14日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８号
山口県萩市三見2267番地、前住所山口県防府市本橋町20番29号　アグレブルＳ・Ｃ棟101
破産者　田村　範和
1　破産債権の届出期間　平成23年８月30日まで
2　一般調査期日　平成23年10月７日午後１時30分
平成23年７月15日　　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２２２号
埼玉県川越市今成２丁目３番地19
破産者　渡部　準三
1　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
2　一般調査期日　平成23年９月21日午前11時10分
平成23年７月13日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４９４号
大阪府富田林市富田林町29番16号　２、開始決定時の住所大阪府富田林市東板持町１丁目13番８号
破産者　西　　典光
1　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
2　一般調査期日　平成23年11月７日午前11時
平成23年７月14日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４２５号
熊本市畠口町2672番地２
破産者　有限会社今吉建設
異議申述期間　平成23年９月５日まで
平成23年７月14日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７３８号
熊本県阿蘇市三久保141番地の１
破産者　株式会社三久保工業
異議申述期間　平成23年９月５日まで
平成23年７月14日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５９９号
鹿児島県鹿児島市錦江町１番４号
破産者　株式会社エビハラ
異議申述期間　平成23年９月13日まで
平成23年７月14日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責審尋期日

平成２３年（フ）第６７３６号
東京都目黒区中町１丁目26―11―601
破産者　芹田　孝司
審尋期日　平成23年９月14日午後３時30分
平成23年７月12日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第４号
北海道釧路市浦見６丁目３番８号
清算株式会社　株式会社釧路振興公社
代表清算人　笠井　眞一
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
釧路地方裁判所

平成２３年（ヒ）第４０号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西55番地
清算株式会社　株式会社アーバンダイナミック
代表清算人　弓削　美奈
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部